

(報酬の支払い)

- 第5条 甲は、業務（事件）が終了したときは、直ちに手続完了報酬として、回収した金額または和解成立となった金額の10.8%を乙に支払う。
- 2 甲乙は、報酬の算定に必要な資料があれば、相互に交付するものとする。
 - 3 甲が乙の承諾なしに申請を取下げ等により終了させ、又は正当な理由なしにこの契約を解約したとき、若しくは甲の責任により業務（事件）の処理を不能にしたときでも、乙は甲に第1項の報酬を請求することができる。

(契約の終了および解除)

- 第6条 慰謝料の支払いを受け、又は示談が成立もしくは調停や訴訟その他の法的手続きに移行したことも以って、本件契約は終了したものとする。
- 2 甲及び乙は、相手方がこの契約に違反したとき、又は著しい不信行為をしたときは、いつでもこの契約を解除することができる。
 - 3 前項によりこの契約が解除されたときは、甲及び乙は遅滞なく債権債務を精算し、契約の終了に伴う必要な措置を講ずるものとする。

以上の合意の成立を証するため、この契約書2通を作成して甲と乙とが記名押印のうえ各自その1通を所持する。

平成 年 月 日

(甲：依頼者) 住所

氏名 印

(乙：行政書士) 住所 東京都新宿区下宮比町2-28

飯田橋ハイタウン1104

TEL: 03-5206-7773

FAX: 03-5206-7780

氏名 行政書士 小竹 広光